

令和5年度産業未来共創研究開発補助金審査会公募委員募集要項

1 趣旨

県内の中小企業等が行う新たな製品・技術・サービスの事業化等に向けた研究開発の支援を行う「産業未来共創研究開発補助金」のうち次の補助金の事業採択に関して審議する審査会について、県民の参画を進めるため、公募委員を設置することとし、委員を募集します。

- (1) 調査支援型
- (2) 研究開発支援型
- (3) 技術革新型（エコカー分野）
- (4) 未来挑戦型（グリーントランスフォーメーション分野）

2 募集内容

- (1) 募集人数 1名
- (2) 応募資格 次のアからカまでの要件をすべて満たす方
 - ア 中小企業等が行う新たな製品・技術・サービスの事業化等に向けた研究開発に関する知識、関心があり、産業未来共創研究開発補助金の応募案件の審議に参加する意欲をお持ちの方
 - イ 鳥取県内企業の経営者並びに所属されていない方で、令和5年度に本事業へ応募（予定）する案件の関係者でない方
 - ウ 平日昼間に開催される委員会での審査に対応可能な方（それぞれ年1～2回程度）
 - エ 県が設置する他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方
 - オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方
 - カ 国会議員並びに県議会議員及び県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でない方
- (3) 応募方法
応募用紙に、住所、氏名、年齢、性別、職業又は勤務先、連絡先、応募理由を記入して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。
なお、応募用紙は鳥取県産業未来創造課のホームページからダウンロードできます。
- (4) 選考方法
 - ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類に基づき書面審査等を行い、委員を決定します。
 - イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。
- (5) 募集期間
令和5年11月1日（水）から令和5年11月14日（火）午後5時まで（必着）
- (6) その他
 - ア 応募に際し提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。
 - イ 提出された書類は返却しないこととします。
 - ウ 委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。その職を退いた場合も同様とします。
 - エ 委員に就任された場合、氏名等を公表する場合があります。

3 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町1-220
鳥取県商工労働部産業未来創造課新産業創造担当
電 話 0857-26-7564
ファクシミリ 0857-26-8117
電子メール sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp
U R L <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99774>

4 令和5年度産業未来共創研究開発補助金審査会の概要

- (1) 審議事項 産業未来共創研究開発補助金の事業採択に関する事項
※ただし、調査支援型、研究開発支援型、技術革新型（エコカー分野）、未来挑戦型（グリーントランスフォーメーション分野）に限る。
- (2) 構 成 委員5名以内（うち、公募委員1名）
- (3) 開催回数 書面審査及び面接審査をそれぞれ年1～2回程度
- (4) 任 期 任命の日から令和6年3月31日まで
- (5) そ の 他 県の規定に基づき、報酬及び旅費を支給します。